
宇和島市教育委員会会議録

平成 28 年 2 月定例会

平成 28 年 2 月 4 日開催

宇和島市教育委員会

宇和島市教育委員会 平成 28 年 2 月定例会 会議録

1. 開会日時 平成 28 年 2 月 4 日（木）16 時 00 分～

2. 場 所 宇和島市役所本庁 801 会議室

3. 出席者 教育長 織田 吉和 委 員 高山 俊治 委 員 廣瀬 孝子
委 員 木下 充卓 委 員 弓削 由美子

4. 欠 席 者 なし

5. 会議に出席した公務員の職氏名

教育部長	上田 益也	教育総務課長	横山 泰司
学校教育課長	岡本 一平	生涯学習課長	寺尾 利弘
中央図書館長	毛利 功	人権啓発課長	山崎 崇
文化・スポーツ課長	松本 隆夫	伊達博物館長	本田 耕一
三間教育係係長	末光 優子		
教育総務課課長補佐（津島教育係）	梶原 忠		
学校給食センター所長補佐	土居 広典		
（事務局）			
教育総務課課長補佐	土居 弘	教育総務課係長	田中 栄一
教育総務課主任	中井 公子		

6. 付議事件

議案第 1 号 宇和島市立学校設置条例の一部を改正する条例

議案第 2 号 宇和島市いじめの防止に関する条例

議案第 3 号 宇和島市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱

議案第 4 号 宇和島市いじめ問題対策支援委員会設置要綱

議案第 5 号 宇和島市選手等派遣旅費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

7. 会議概要

(1) 開会宣言（午後 4 時 00 分）

◎教育長

ただいまから、教育委員会 2 月定例会を開会いたします。

それでは、会議に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。教育委員さん方へは先ほどの

総合教育会議と同じ話になって失礼なんですけれども、あえて同じ話をさせてもらったと思うのですが、今月初め、2月1日になるんですけれども宇和の歴史博物館で南予管内の校長研修会がありました。南予管内の全ての小中学校の校長が集まったの研修会でした。一つには、県の教育委員会からも担当が来ていて、学力向上に向けてしっかり指導していきなさいということで28年度については4月19日に全国学力学習状況調査がありますが、今から数えても後80数日だと、その間しっかり、年度をまたぐようにはなるけれども気合を入れて取り組みましようというような激励というような校長先生方への指導でした。

それはさておき、もう一つ、南予教育事務所の管理主事という立場の先生のほうから校長へ向けての指導がありました。それは、みなさんもお存知のようにいろいろな不祥事があったことを受けてのことなんですけれども、南予教育事務所では問題事案があると、校長と該当の教諭が教育事務所に呼ばれて事務所長から指導を受けるわけですが、そのときに立場上、この管理主事さんは立ち会うわけですけど、その時に所長の言葉が心に響いたという自分の気持ちを参加していた各校長、教育委員長、教育長にも伝えてきたということなんですけれども、どういうことを言われていたかという、その事務所に呼んだ教諭に対しては「どうして教員になろうと思ったのか。初心、原点に戻って考えてみよう」とか、「自分の生き方、教師としての生き方が児童生徒に胸を張って十分日頃できているのか」とか、「あなたにも大切な家族があるわけだし、自分の子どもさんもいるだろうから、その子どもに対しても父親として十分な教員としての仕事ができているか」とか、そういうような問いかけをしたそうです。もう一つ、一緒に呼ばれていた校長さんに対しては「管理職として一人ひとりの教職員に寄り添うということはどういうことだと考えているのか」というような問いかけがあったそうですけれども、「管理職の言葉かけ、行動、指導でその他の教職員はもとより教職員の家族の一生にも関わってくると、そういうことを考えると管理職としての本当の務めを果たしてほしい」というようなことを話されたそうです。

もう一つ、「不祥事が度々起きていることに関連して、皆さんも御存知だと思いますけれども、『まさか〇〇教諭が』とか、『日頃の勤務態度は真面目できちんとやっていたのに』ということをよく言うけれども、実際はそうなんだろうか、意外と校長が知らなかっただけということもあるし、噂としては周りの者が知っていたとかいうことがあるので、何か必ず予兆はあるはずだから教職員一人ひとりと目を合わせて気になる点は指導してほしい」というようなことも合わせて言われました。そういうことを聞きながら私も立場を教育委員会と市内の教職員について目を向ければ折々に適切な指導をしていなければいけないなと思ったところです。先ほどの総合教育会議では話さなかったんですけれども、もう一つ追加があって、管理主事もちょうど大きな会議がある前に家族の不幸があって前日も休んだんだけど所長の所へその事を言いに行くと、気持ちよく「そっちが大事だ」と、「心配せずに休め」と言われたということとか、次の日も午前中済ませて午後にはその大事な会議に出ようと思ったけれどもみんなが手分けしてなんとかするから無理して出てこなくていいと、そういう言葉が大変うれしかったし、そういう職場であってほしいと、そんなことを少し涙ぐまれて管理主事さんが話されていましたが、あえてここで最初のあいさつとして話させていただいたところの意図を皆さんに御理解いただければありがた

いなと思ってお話ししました。以上です。

(2) 教育長報告

◎教育長

続きまして、教育長報告に移ります。1月2日、成人式の式典が南予文化会館でありました。

4日、仕事始め式とか新年賀詞交歓会で初めていろいろな企業の方とか商工会議所関係の方とか参加しての会がありました。

9日、中央図書館をのぞかせていただいて、「こあら読み聞かせの会」に参加させていただきましたが、7～8組の親子が来ておりましたし、2階の学習室で高校生が受験をひかえているということもあるのでしょうか、本当にたくさんの学生が机いっぱい真剣に勉強している様子が見られて大変うれしくというか頼もしく感じました。その日、帰りがけに伊達博物館に寄らせてもらって「大名家の絵画」という展示をしておりますが見させていただきました。

10日、カタリバ in 宇和島 2015 を市役所2階の大ホールで行っていましたが、市内の高校生が30人近く集まって大学生や社会人からいろいろな大学生活の過ごし方とか社会人の方に仕事の内容などを問いかけたりするような場面を見せてもらいました。

12日、定例校長研修会では12月議会で述べたことについてお話をしましたが、新教育長として目指す教育とはとか、中等教育学校のこととか、教職員の仕事時間も結構遅くまで、あるいは土日ということについて訊かれていることにお答えしました。

13日、城南中学校で体育館の落成式があり、学校主催で行われたものです。

15日、教頭研修会と定例教育委員会が行われております。

18日から20日まで3日間、校長面接がありました。当然、27年度末、28年度を見据えての面接ではあったのですが、敢えて私のほうは校長として部下職員を活かすとか育てるという視点で1年間学校経営をしてきたのかどうか、もちろん子どもの成長とか子どもに力をつけることが1番ですが、ある分、教職員を育てるということも大事なのですが、その辺について少し働きかけができたのではないかと感じました。そして、どの学校の校長も若い体育主任ができる先生とか、若い音楽主任がという声がありましたけれども、現実的に若い先生は何歳をもって若いかは分かりませんが、20代とかいないので、やはりどの先生方も仮に50代であっても気持ちは若くもっていただいて、やはり小学生、中学生の子どもたちとある程度は一緒に動けるような気持ちで取り組んでいただきたいなと思ったりしました。また一方でそういう年齢になりますと御自身の健康面や体調面での不安もありますし、家庭では介護の必要な親を抱えている家庭もあるので、その辺は岡本課長といろいろ話を聞きながら人事の面で解決していかなければいけないと考えているところです。

29日、宇和島市人権・同和教育研究大会が市役所2階の大ホールで行われ、たくさんの方が集まっていたのですが教育委員さん方の中にも出席していただいた方もおられました。私は途中で28年度予算のこととかあって退席して最後までお話を聞けなかったのがとても残念でしたが、3人の方のお話を有意義に聞かせていただいた会でした。

31日、愛顔感動ものがたり表彰式イベントが松山のひめぎんホールであったのですが、これについて今ほどコピーを4人の教育委員さんにお配りしました。これは愛媛県知事さんが以前は東北の震災を受けた宮城とか福島の修学旅行を断念した高校生をよんで、愛媛県で補助をしながらという流れの中から、昨年度からと言われましたでしょうか、全国に作文のことに合わせて写真の応募をして、その表彰されるイベントの表彰式に一人は紺野美沙子さんという女優の方とか、「千の風になって」の新井満さんとか、若手の俳人の河野さんという俳句甲子園で活躍された方なんですけれども松山東高校出身の、そういう方を呼んでということだったんですけれども、新井満さんだけが体調不良で欠席だったのですが、素敵な時間を過ごさせていただきました。どういのが選ばれたのかというと、詳しく話せば長くなりますが、最高賞の知事賞に選ばれた方は97歳の誕生日ということで94歳か95歳の女性が書かれた文でしたけれども、書かれた方もそういう素敵な賞を受けることでこれからも元気に書いていこうという若さが蘇ったというようなことを言われたりするようなお話もありましたし、その他も素敵な内容の作文がありましたので3点に絞ってお配りしましたので、また時間があったらお読みください。

以上で報告を終わります。質問、意見等ありませんか。

— 委員からは特に意見なし。 —

(3) 付議事件

◎教育長

次に議事に入ります。議案第1号について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長

教育長。議案第1号、宇和島市立学校設置条例の一部を改正する条例。宇和島市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。提案理由でございますが、番城幼稚園及び三間幼稚園を廃止することに伴い条例を改正しようとするものでございます。5ページ、6ページをお開き下さい。新旧対照表を見ていただけたらと思います。御存知のとおり幼稚園については福祉課に事務移管をしております。番城幼稚園、三間幼稚園については、28年度より認定子ども園という形で子ども園化されます関係で幼稚園がこの条例から削除されるということになります。第5条の第3号番城幼稚園100名、第5号の三間幼稚園50名の号がそれぞれ消えて1号ずつずれた形の表になります。それから別表からも削除するという形の条例改正となっております。以上でございます。

◎教育長

ただいまの説明について、質問・意見等ありませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

◎教育長

次に、議案第2号について、事務局、説明をお願いします。

○学校教育課長

教育長。議案第2号、宇和島市いじめの防止に関する条例について。宇和島市いじめの防止に関する条例を次のとおり制定する。提案理由ですが、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進し、児童等が安心して生活し、健やかに成長することができる教育環境づくりを進めるため、新たに条例を制定しようとするものであります。その条例については8ページから11ページまで随時記載をしております。国のいじめ防止対策推進法に基づいて、この宇和島市いじめの防止に関する条例を制定するものです。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

◎教育長

ただいまの説明について、質問・意見等ありませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

◎教育長

次に、議案第3号について、事務局、説明をお願いします。

○学校教育課長

教育長。議案第3号、宇和島市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱について。宇和島市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱を次のとおり制定する。提案理由ですが、宇和島市いじめの防止に関する条例を3月議会に上程することに伴い、同条例第11条第1項によって設置されるいじめ問題対策連絡協議会の組織および運営について新たに要綱を制定しようとするものであります。要綱につきましては13、14ページに記載されております。この連絡協議会ですが、主目的につきましては、いじめの予防を講じるというようところがメインになっております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

◎教育長

ただいまの説明について、質問・意見等ありませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

◎教育長

次に、議案第4号について、事務局、説明をお願いします。

○学校教育課長

教育長。議案第4号、宇和島市いじめ問題対策支援委員会設置要綱について。宇和島市いじめ問題対策支援委員会設置要綱を次のとおり制定する。提案理由ですが、宇和島市いじめの防止に関する条例を3月議会に上程することに伴い、同条例第12条第1項によって設置されるいじめ問題対策支援委員会の組織および運営に関して新たに要綱を制定しようとするものであります。これにつきましては、重大ないじめ事案が起こった場合、その調査を教育委員会が委託する。それによって調査をして報告を受けるというところがメインになっております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

◎教育長

ただいまの説明について、質問・意見等ありませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

◎教育長

次に、議案第5号について、事務局、説明をお願いします。

○学校教育課長

教育長。議案第5号、宇和島市選手等派遣旅費補助金交付要綱の一部を改正する要綱。宇和島市選手等派遣旅費補助金交付要綱の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。提案理由ですが、補助金等審査委員会の審査結果に伴い、宇和島市選手等派遣旅費補助金交付要綱の一部を改正しようとするものであります。21ページを御覧ください。これまで対外試合、今回のメインは県総体等の対外試合になるわけですが、昨年度の補助金等審査委員会の中で食事代を出すのはおかしい、自分の食事の費用、これはやはり親が負担すべきではないかというような意見が出ました。松山に泊まったり遠征先で宿泊代は出すが、食事代、朝食、夕食、これもおかしいんだという話

がありました。協議した結果、最終的に宿泊する際の朝食と夕食については構わない、ただし、昼間、試合中の昼食代についてはどうしても認められないという話が出てまいりました。急にそういうふうと言われても学校としても親に納得させることはできないので、学校独自の対外試合については27年度から昼食代は出さないということについてはどうにか仕方がないけれども、県総体など宇和島市を代表していく試合については1年間猶予措置をとってほしいという形をお願いして、どうにか今年度は県総体等に参加する選手の昼食代は出ました。ですが、28年度、来年度からはそれが出ません。ですから、これに関して昼食代という部分を削除する形になっております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

◎教育長

ただいまの説明について、質問・意見等ありませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

◎教育長

以上で、本日予定の議事はすべて終了しました。

(4)その他

◎教育長

他に御意見などありませんか。

○教育総務課長（学校給食センター所長）

教育長。先月の定例会の時に学校給食の食物アレルギーの件についてお話があって、正確な数字がその場で答えられなかったので調査した結果について一覧表にしておりますので御説明させていただけたらと思います。お手元に「平成27年度学校給食におけるアレルギー対応状況調査より（H27.6月実施）」という表と、「各調理場でのアレルギーの対応について」というものと、最後に参考資料なんですけど平成27年の3月に文科省のほうが出しております「学校給食における食物アレルギー対応指針」の一部を抜粋した資料を参考資料としてつけさせていただいております。まず先月の定例会でも御質問のあったアレルギーをもっている児童生徒の方がどれくらいおるかというところのデータを学校別に毎年度実施しておるのですが、多少アレルギー物質によって左と右の人数が若干合わないということがあるんですけど、これの詳細については学校給食センター所長補佐の土居のほうに来ておりますので、土居補佐から説明をさせます。

○学校給食センター所長補佐

教育長。学校給食センターの土居と申します。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。今、所長のほうからも説明のありましたとおり平成27年6月に実施しました学校給食におけるアレルギー対応状況調査からまず御説明申し上げます。これは調査時点で児童生徒数5,223名のうち各学校から提出されたアレルギーの状況調査による集計表になっております。この中で、アレルギーを有する児童生徒数の中でアレルギー対応を希望している生徒数が104名、アレルギー対応を希望しない生徒数が136名ということで240名程度の児童生徒さんがアレルギーを現在もたれているということとなっております。主な原因といたしましては鶏卵、牛乳・乳製品、甲殻類、果物、種実類、小麦粉、その他ということで、合計53ということで数字が出ておりますけれども一人が何個もアレルギーを持っている場合もありますし、先ほどアレルギー生徒240名のうちこれだけの数字しかでておりませんので、すべてのアレルギーがここにでているわけではありませんけれども、かなりのアレルギーをおもちの生徒さんがいらっしゃるという状況であります。今現在、詳細な献立表による対応人数ということで表には合計がでておりませんが、合計116名、これについては各調理場がですね献立と合わせてアレルギー対応表を各学校に送付をしてですね、それにより保護者・学校のほうでそれを見て判断していただいている数になるかと思ひます。また、アレルギー対応を希望しない理由といたしましては様々ありますが、だいたいにつきましては児童生徒さん、保護者の皆さまである程度対応できるというようなことになっております。1枚めくっていただきまして各調理場のアレルギー対応について見ていただいたらと思ひます。まずアレルギーを対応しているのが三間調理場と自校式の一部ということで、まずそちらのほうから説明させていただきますけれども、三間学校給食調理場のほうではアレルギーの生徒はお二人と少ないことから献立、アレルギー表ができた時点で保護者の方に対して、アレルギー表・献立表とともに連絡ノートというものを送付いたしまして献立の調理内容等のやり取りを実施しまして、栄養士が保護者とかと給食を食べさすかどうかの確認を行いながら、卵と牛乳に限ってですけれども献立の一部について除去を行った給食を提供しております。また当然のことながら学校でもその対応をしていただく必要がありますので学校の担当職員及び栄養教諭にも同じようなやり取りの内容を報告しているということでもあります。自校式の一部である畑地、下灘については対応できる食材の魚と卵のアレルギーをもたれている方がいらっしゃるということで、量にもよるということでもありますけれども除去を行う場合があるとの報告を受けております。また、中央学校給食調理場、吉田学校給食調理場については、対象人数が多いということもありまして、アレルギーの内容が多岐にわたっていることから、それぞれに対する除去食での対応は現状では難しいということで牛乳アレルギーについては飲用牛乳のみ停止を実施しております。その他の自校式調理場につきましては、アレルギー除去食の対応を行っている児童生徒はいないと聞いております。とはいえ、各調理場、乳製品や卵等を使用していないカレー粉であったり卵不使用のマヨネーズ、そして加工品等についてですね、極力アレルギー対応食品を利用しまして給食に含まれる成分表をアレルギー表として配布することにより対応を行っているような状況であります。アレルギー対応を実施するとなった場合は、食物アレルギーはごく微量のアレルギー物質によっても発症することがありますのでコンタミネーションと書いてあり

ますけれども、食品を製造する過程で意図せずにアレルギー物質が微量混入することについて防止することに対して万全にする必要がありますので、製造ラインを十分に清掃することはもちろんでありますけれども特定原材料及び特定原材料に準じるものを含まない食品から順に調理し、可能な限り専用器具を使用することや、アレルギー食専属の職員そしてある程度栄養士の目が届くような形の栄養士の配置も必要なところかと考えております。また食缶につきましても今現在、アレルギーをもたれた方の種類に応じた別配缶が必要となるため各学校毎にアレルギー児童数に対応した専用の食缶、これは基本的には個人毎になろうかと思うんですけれども必要なところかと思っております。また、アレルギー食を別配缶とすることからクラス数が多い学校につきましても食缶を収納するコンテナ、現在各学校毎にコンテナに入れて給食を配送しているわけなんですけれども、そこに収まりきれない状況が発生しますのでトラックやコンテナ数を増やしていかないといけないなどクリアしなければならない課題は多いと考えております。また、中央学校給食調理場におきましては県内でも珍しいんですけれども小中2 献立を実施してございまして、それぞれの献立に対してアレルギー除去を行わなければならないことも対応が難しい一因となっております。現在、中央学校給食調理場についてはアレルギー対応室、そしてアレルギー調理を行うためのですね器具もある程度は完備されておるわけなんですけれども、そういう状態でアレルギー対応をなぜ行わないのかというような御意見があるのは十分私のほうも理解をさせていただいております。ただ、先ほど所長のほうから説明がありましてとおり文部科学省から出されております「食物アレルギー対応の大原則」の中にあります「学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な対応は行わない」という形になっております。今現在アレルギー対応するだけの人員とかですね、そこらへんがなかなか実践できてないということもございまして、そこらへんの判断から可能なことの対応を行っていかうと考えております。とはいいながら、アレルギーをもたれた児童生徒さんも多数いらっしゃるということも事実ですので今後協議をしながらですね、どうい対応ができるのか検討していきたいと考えております。以上でございます。

◎教育長

今の説明について何か質問、意見等ありませんか。

◎木下委員

先月の私の質問でこうした回答をいただきました。施設があるのにどうしてできないのかという質問をしたかったんですけれども、いろいろな問題があるということが分かりました。ありがとうございました。先生方や養護教諭の方々がしっかりしてくれているという話も前回うかがっております。丁寧に説明いただきましてありがとうございました。

○教育総務課長（学校給食センター所長）

教育長。学校給食センターとして、なんでもできないとか、言い訳ばかりしないで前向きに検討はしていきたいと考えておりますが、ここに書いてあるように食物アレルギーについてはやはり慎重のうえには慎重を重ねてやるべきことなので、そこについてはすぐやりますということではあるものではないということで、その点だけは御理解いただいて、決してあきらめているわけではないということで御理解をお願いできたらと思います。以上です。

○教育部長

教育長。総合教育会議でもいろいろな事ができておまして中身が濃くなってきています。我々も制度そのものでできていないものがあったりとか、法律で定められたものを作っていくという中で、委員の皆さん方にいろいろな形でお諮りしなければならないということがあります。以前から私も計画はしているんですけども、なかなか実行はできていないんですけども、以前お話ししました委員さん方の勉強会というのをですね来年度については取り組みたいと思っております。できれば毎月したいところなんですけれども、予定としては2ヶ月に1度のペースでやっていければとは思っております。これは部門別、課所別でですね皆さん方にいろいろな形で情報提供し、中身を理解していただいて御意見をいただくというのが主目的であります。まずは皆さん方にも事前に御説明させていただくという機会で設けたいと思います。手法としましては、例えば来年度5月に定例会があるとしますと、4月の定例会の時に次回については教育総務課の事務事業についての説明を行います、勉強会を行いますというようなテーマを出しましたら、まずは皆さん方に考えていただいて、これについて聞きたいというような形で、あんまりたくさんやるとですね非常に詰め込んでしまいますので、何度かに分けてやっていくという手法にしたいんですが、そういうような意見をいただければありがたいと思っております。順番については内部のほうで検討しまして、やれるところからやっていくというように進めていきたいと思っておりますので御協力をお願いします。

それから、28年度の当初予算の査定が終わりました。概ね教育委員会の予算要求している分については私としてはまあまあのところにいるなとは思ったんですが、一部どうしても方針が決まってないということもありまして、結論が出てないものについては保留にされております。28年度においてですね、いろいろな形で協議をし、その中で予算化に取り組んでいきたいと思っております。また詳しいことにつきましては来月の定例会で御説明さしあげます。以上でございます。

◎教育長

今ほど教育部長のほうから28年度には各課のいろいろな課題とか、あるいはそれに向けての取り組みなんかについて御理解をいただく勉強会をもちたいということですが、その点についてはよろしいでしょうか。二つ目は予算の件でしたけど、そのことでもう少し説明してほしいということはありませんか。

— 特に意見なし。 —

◎教育長

他に御意見などありませんか。

— 特に意見なし。 —

◎教育長

それでは次回の日程について。

— 協議のうえ、教育委員会3月定例会を3月7日に開催することを決定する。 —

(5)閉会宣言（午後4時45分）

◎教育長

それでは以上をもちまして、教育委員会2月定例会を閉会いたします。